



三重県公報

平成16年8月31日(火)

第1604号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 結核予防法の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理室) 1
- 結核予防法の規定による医療機関からの指定の辞退……………(同) 2
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……………(生活保障室) 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出……………(同) 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの廃止の届出……………(同) 3
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの休止の届出……………(同) 3
- 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法等を定める旨……………(水質改善室) 3
- 特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨……………(同) 5

公 告

- 一般競争入札を行う旨……………(科学技術振興センター) 7
- 平成16年度地籍調査事業計画を定めた旨……………(資源活用室) 9
- 国土調査に係る成果の認証……………(同) 9
- 同件……………(同) 9
- 一般競争入札を行う旨……………(警察本部) 10
- 同件……………(同) 11
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 15

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(マーケティング室) 17

告 示

三重県告示第652号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定しました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里175	平成16年5月1日
楠ヒシナカ薬局	松阪市日野町583	平成16年6月1日
たんぼぼ薬局津新町店	津市南新町16番34号	平成16年6月7日
米山クリニック	四日市市中浜田80 1-A	平成16年6月23日
フラワー薬局新町店	津市新町1丁目1-16	平成16年7月5日
鳥羽市立鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373-4	平成16年7月14日

玉城調剤薬局	度会郡玉城町佐田字浅間前901 - 1	平成16年7月15日
さかい内科クリニック	四日市市富田一色町30 - 59	平成16年7月28日
はしづめクリニック	尾鷲市三木里町294 - 3	平成16年7月28日
伊藤医院	桑名郡多度町柚井1601 - 2	平成16年7月29日
田中クリニック	桑名市青葉町1丁目13番	平成16年7月29日
でぐち内科クリニック	度会郡二見町大字荘2141	平成16年8月2日

三重県告示第653号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里175	平成16年4月30日
ヒシナカ薬局	松阪市日野町583	平成16年5月31日
伊藤医院	桑名郡多度町柚井1601 - 2	平成16年7月1日

三重県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関を指定しました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
汐見調剤薬局	株式会社水谷健康堂薬局	桑名市汐見町1の8	平成16年8月3日
田中クリニック	田中 孝幸	桑名市青葉町1丁目13番	平成16年8月3日
たけうち眼科	竹内 久	四日市市安島1 - 2 - 19 ウエストエンドビル1F	平成16年2月1日
さかい内科クリニック	阪井 貴久	四日市市富田一色町30 - 59	平成16年8月3日
やばせクリニック	医療法人博仁会	鈴鹿市矢橋三丁目16 - 13	平成16年8月1日
株式会社森山薬局グループ エンジェル薬局	株式会社森山薬局	津市一身田上津部田ソノ坪1504 - 299	平成14年5月1日
フラワー薬局新町店	株式会社メディカル光	津市新町1丁目1 - 16	平成16年8月2日
はしづめクリニック	橋爪 眞言	尾鷲市三木里町294 - 3	平成16年8月3日
滝井医院	滝井 昇	上野市玄蕃町197番地の1	平成16年7月1日
伊藤医院	伊藤 直也	桑名郡多度町柚井1601 - 2	平成16年7月1日
まぜ歯科医院	馬瀬 勝	一志郡嬉野町中川17 - 2 キャットスル123 - 1F	平成16年8月1日

でぐち内科クリニック	出口 雅俊	度会郡二見町大字荘2141	平成16年8月3日
鍋島整形外科	鍋島 邦博	志摩郡阿児町鶴方2420 - 6	平成16年6月1日

三重県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
東洋薬局旭が丘店	鈴鹿市東旭が丘3 - 7 - 12	ジップ・ドラッグ東洋 旭が丘薬局	平成16年6月10日
長尾調剤薬局	上野市平野樋之口318番地	上野市平野城北町124番地	平成16年7月17日
坂元皮フ科	上野市平野樋之口319番地	上野市平野城北町123番地	平成16年7月17日

三重県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出がありました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
たけうち眼科	竹内 久	四日市市安島1 - 2 - 18 三誠ビル4F	平成16年1月31日
後藤眼科	後藤 肇	津市中央1 - 1 三重会館3階	平成16年7月21日
鉄田医院	鉄田 聡哉	上野市玄蕃町197番地の1	平成16年6月30日
伊藤医院	伊藤 真文	桑名郡多度町大字柚井1601 - 2	平成16年6月30日
いとう歯科クリニック	伊藤 真	桑名郡多度町香取377 - 5	平成16年6月30日
鍋島整形	鍋島 邦博	志摩郡阿児町鶴方2420 - 3	平成16年5月31日

三重県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出がありました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
福田歯科医院	福田 壽輝	志摩郡阿児町鶴方2453の3	平成16年7月27日

三重県告示第658号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第72条の2第1項ただし書の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第2に、同条第2項の規定に基づき知事が別に定める土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を第3に定めます。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法を定める旨

第1 定義

- 1 特定有害物質 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第335号。以下「令」という。）第1条に規定する物質をいう。
- 2 第1種特定有害物質 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法規則」という。）第4条第3項第2号イに規定する特定有害物質をいう。
- 3 第2種特定有害物質 法規則第5条第1項第2号に規定する特定有害物質をいう。
- 4 第3種特定有害物質 法規則第5条第1項第3号に規定する特定有害物質をいう。
- 5 指定調査機関 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者をいう。

第2 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

1 調査地点

- (1) 土壌については、形質変更しようとする土地のすべての範囲を対象とし、法規則第4条から第7条の規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第4条第3項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第2号に規定する一部対象区画を適用してもさしつかえないものとする。
- (2) 地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で1地点以上とする。
この場合、採取地点の選定理由を記録しておくものとする。

2 調査対象物質

すべての特定有害物質とする。

3 試料採取方法及び測定方法

- (1) 土壌については、法規則第4条から第7条の規定に基づく方法とする。
- (2) 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取する。測定方法は、法規則第5条第2項第2号の規定に基づく方法とする。

4 調査実施機関

指定調査機関とする。

第3 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況調査方法

1 調査地点

- (1) 土壌については、特定有害物質の製造、使用その他取扱いを行っていた工場等の施設（以下この第3において「工場等の施設」という。）ごとに、当該施設が設置されていた場所周辺で1箇所以上とする。
- (2) 地下水については、形質変更しようとする土地の境界付近で1地点以上とする。
なお、(1)及び(2)の地点の選定理由を記録しておくものとする。

2 調査対象物質

工場等の施設で製造、使用その他取扱いをしていた特定有害物質（令第1条第14号又は第16号から第18号までに掲げる特定有害物質にあっては、法規則第1条第1項第1号から第4号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。）とする。

3 試料採取方法

- (1) 土壌については、次のア及びイの物質の区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによるものとする。
ア 第1種特定有害物質 1箇所に付き、法規則第5条第2項第1号の規定に基づく環境大臣が定める方法により1地点で採取する。
イ 第2種特定有害物質及び第3種特定有害物質 1箇所に付き5地点均等混合法による。すなわち、中心地点及び周辺4方位（東西南北など、一定の方向を定めて配置する）の5m～10mまでの間からそれぞれ1地点ずつ、合わせて5地点で採取する。ただし、5地点の間隔が十分とれない場合は、その間隔をせめて5地点から採取する。それぞれの地点での土壌採取は、法規則第5条第3項第1号及び第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法による。得られた5地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合し試料とする。
- (2) 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

4 測定方法

(1) 土壌については、次のアからウまでの物質の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによるものとする。

ア 第1種特定有害物質 法規則第5条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 第2種特定有害物質 法規則第5条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法

ウ 第3種特定有害物質 法規則第5条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(2) 地下水については、法規則第5条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

5 第1種特定有害物質に係る確定調査

第1種特定有害物質について、4の(1)のアの測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水（法規則第5条第2項第1号で規定するものに限る。）から検出された調査対象物質が地下水基準（法規則第6条第1項に規定する基準をいう。）に適合しなかったときは、第1種特定有害物質に関し法規則第4条から第7条の規定に基づき調査するものとする。

6 調査実施機関

指定調査機関とする。

7 調査方法の例外

土壌の調査においては、2で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

三重県告示第659号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第72条の3第1項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法を第2に、同条第2項の規定に基づき知事が別に定める特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法を第3に、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号）第83条の5ただし書の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査の回数を第4に、同規則第83条の6の規定に基づき知事が別に定める有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準を第5のように定めます。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法等を定める旨

第1 定義

- 1 特定有害物質 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第335号。以下「令」という。）第1条に規定する物質をいう。
- 2 有害物質使用特定施設 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。
- 3 特定工場等所有者等 三重県生活環境の保全に関する条例第72条の3第1項に規定する特定工場等所有者等をいう。
- 4 第1種特定有害物質 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法規則」という。）第4条第3項第2号イに規定する特定有害物質をいう。
- 5 第2種特定有害物質 法規則第5条第1項第2号に規定する特定有害物質をいう。
- 6 第3種特定有害物質 法規則第5条第1項第3号に規定する特定有害物質をいう。
- 7 指定調査機関 法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者をいう。

第2 特定工場等所有者等による土壌又は地下水の特定有害物質汚染状況に係る調査方法

1 調査地点

- (1) 土壌については、有害物質使用特定施設ごとに当該施設周辺で1地点以上とする。
- (2) 地下水については、工場等の敷地境界付近で1地点以上とする。

なお、(1)又は(2)の地点の選定理由を記録しておくものとする。

2 調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質（令第1条第14号又は第16号から第

18号までに掲げる特定有害物質にあつては、法規則第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。) とする。

3 試料採取方法

(1) 土壌については、次のア及びイの物質の区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによるものとする。

ア 第 1 種特定有害物質 法規則第 5 条第 2 項第 1 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 第 2 種特定有害物質及び第 3 種特定有害物質 法規則第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(2) 地下水については、試料を採取しようとする地点において、帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取するものとする。

4 測定方法

(1) 土壌については、次のアからウまでの物質の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによるものとする。

ア 第 1 種特定有害物質 法規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

イ 第 2 種特定有害物質 法規則第 5 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

ウ 第 3 種特定有害物質 法規則第 5 条第 3 項第 4 号の規定に基づく環境大臣が定める方法

(2) 地下水については、法規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づく環境大臣が定める方法によるものとする。

5 第 1 種特定有害物質に係る確定調査

第 1 種特定有害物質について、4 の(1)のアの測定の結果、気体から調査対象物質が検出されたとき、又は地下水（法規則第 5 条第 2 項第 1 号で規定するものに限る。）から検出された調査対象物質が地下水基準（法規則第 6 条第 1 項に規定する基準をいう。）に適合しなかったときは、第 1 種特定有害物質に関し次のいずれかの方法により調査するものとする。

(1) 法規則第 4 条から第 7 条の規定に基づき調査する。

(2) 地下水を、1 から 4 の規定に基づき調査する。

6 調査実施機関

指定調査機関とする。

7 調査方法の例外

土壌の調査においては、2 で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合はこの限りでない。

第 3 特定工場等所有者等が土地の形質変更を行おうとするときの当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査方法

1 調査地点

形質変更しようとする土地のすべての範囲を対象とし、法規則第 4 条から第 7 条の規定に基づく調査地点とする。ただし、法規則第 4 条第 3 項に規定する単位区画は、形質変更しようとする土地全域について、同項第 2 号に規定する一部対象区画を適用してもさしつかえないものとする。

また、法規則第 3 条第 2 項第 1 号で規定する土地を除くものとする。

2 調査対象物質

有害物質使用特定施設で製造、使用又は処理をしている特定有害物質（令第 1 条第 14 号又は第 16 号から第 18 号までに掲げる特定有害物質にあつては、法規則第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。）とする。

3 試料採取方法及び測定方法

法規則第 4 条から第 7 条の規定に基づく方法とする。

4 調査実施機関

指定調査機関とする。

5 調査方法の例外

2 で規定する調査対象物質について、法の規定に基づく方法により調査を実施する場合はこの限りでない。

第 4 有害物質使用特定施設における調査の回数

3 年間継続して土壌又は地下水の汚染が認められない特定有害物質がある場合は、当該物質について 3 年を超えない期間に 1 回以上とする。

第 5 有害物質使用特定施設における調査適用除外の基準

- 1 有害物質使用特定施設を起点に特定有害物質ごとの一般的な地下水汚染到達距離（「土壌汚染対策法の施行について」平成15年2月4日付け環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知）が工場等の敷地内で確保できること。

なお、工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。）内では、隣接する工場等がある場合、隣接する工場等も敷地と見なすことができる。ただし、隣接する工場等との間に、公道や公共の水路等が存在する時は、この限りでない。

- 2 地形上、周囲と隔絶された状況にあり、周囲への環境影響のおそれがないと判断される土地に設置された有害物質使用特定施設であること。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

三重県科学技術振興センター水産研究部調査船「あさま」（総トン数79トン、アルミ軽合金製）第1種中間検査に伴う修理工事

(2) 履行場所

落札者が保有するドック内

(3) 業務の仕様等

入札説明書（仕様書）によります。

(4) 履行期限

平成16年10月20日（水）

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、競争参加確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。ただし、(2)については入札日の前日までに登録されていれば足りるものとしします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 伊勢湾及び熊野灘海域に面した工事を履行するドックを有すること。

(6) 調査船あさま（船高13m、船長31m）の航行に支障を来さないドックを有すること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書（仕様書）に記載する入札参加申請書に必要書類を添えて期限までに提出しなければなりません（土曜日及び日曜日を除きます。）。

(1) 提出期限

平成16年9月10日（金）午後5時

(2) 提出場所

4の(1)に同じです。

(3) 審査

入札参加の適否を提出された書類を審査の上、決定します。

(4) 参加資格審査の結果通知

平成16年9月14日（火）に通知します。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒517-0404 三重県志摩郡浜島町大字浜島3564 - 3
三重県科学技術振興センター 水産研究部 企画調整グループ 担当 西尾
電話 0599-53-0016 ファクシミリ 0599-53-1843
メールアドレス suigi@pref.mie.jp

(2) 入札説明書(仕様書)の配布期間及び場所

(1)及び下記の場所で平成16年8月31日(火)から同年9月6日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除きます。)配布します。

三重県四日市市桜町3690 - 1
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター内
三重県科学技術振興センター 総合研究企画部 経営グループ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月17日(金)午後1時30分
イ 場所 三重県志摩郡浜島町大字浜島3564 - 3
三重県科学技術振興センター水産研究部 2階 会議室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札の執行回数は、2回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められた義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) ア又はイによる納税確認(証明)書等(発行日から起算して6月以内のものに限ります。)の提示がないと、当該入札には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 県内の事業者に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)

(イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成16年度地籍調査事業計画を定めました。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
上野市	摺見、摺見	公示の日から 平成17年3月31日まで
勢和村	色太1	
青山町	長谷、大久保、和木、広沢、七谷	
御浜町	中立	

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成14年10月から平成16年3月まで
- 3 成果の名称
いなべ市藤原町古田(12-1)の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市藤原町古田
- 5 認証年月日
平成16年8月31日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 調査を行った者の名称
大内山村
- 2 調査を行った期間
平成14年12月から平成16年6月まで
- 3 成果の名称
大内山村流シ谷の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
度会郡大内山村駒
- 5 認証年月日

平成16年8月31日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年8月31日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

路側式道路標識（取替費・建植費等を含みます。）

ア 伊勢警察署管内

- ア 本板 137枚
- イ 補助板 28枚
- ウ 支柱 42本
- エ 補助支柱 51本
- オ 共架金具 52組

(2) 購入物品の特質等

購入物品の特質等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）及び三重県警察路側式道路標識仕様書で指定する特質を有することとします。

(3) 納入期限

契約締結日から60日

(4) 納入場所

伊勢警察署管内で三重県警察本部が指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成16年9月8日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県警察路側式道路標識仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類（過去の実績・契約書の写し、仕様書で示した物品と同等のものを納入できることを証明する資料等）。
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 納税確認（証明）等

ア すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）の写し

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 安全施設 担当 杉井

電話 059-222-0110（内線 2285）

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

平成16年8月31日（火）から同年9月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から

午後5時までの間に(1)の場所で配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月15日(水) 午前10時00分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は持参により行うものとします。

イ 入札書は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

ウ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額とします。

エ 入札執行回数は、3回を限度とします。

オ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

キ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ク 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成16年8月31日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

路側式道路標識(取替費・建植費等を含みます。)

ア 四日市北及び四日市南警察署管内

(ア) 本板 390枚

(イ) 補助板 83枚

- (ウ) 支柱 132本
- (エ) 補助支柱 223本
- (オ) 共架金具 243組

(2) 購入物品の特質等

購入物品の特質等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）及び三重県警察路側式道路標識仕様書で指定する特質を有することとします。

(3) 納入期限

契約締結日から120日

(4) 納入場所

四日市北及び四日市南警察署管内で三重県警察本部が指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者とします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者とします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者とします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成16年9月8日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県警察路側式道路標識仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類（過去の実績・契約書の写し、仕様書で示した物品と同等のものを納入できることを証明する資料等）。
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 納税確認（証明）等

ア すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）の写し

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 安全施設 担当 杉井

電話 059-222-0110（内線 2285）

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

平成16年8月31日（火）から同年9月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月15日（水） 午前10時20分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は持参により行うものとします。

イ 入札書は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前

に委任状を提出するものとします。

ウ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額とします。

エ 入札執行回数は、3回を限度とします。

オ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

キ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ク 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年8月31日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
路側式道路標識（取替費・建植費等を含みます。）
ア 上野、名張警察署及び高速道路交通警察隊管内
 - ア 本板 309枚
 - イ 補助板 58枚
 - ウ 支柱 137本
 - エ 補助支柱 131本
 - オ 共架金具 133組
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の特質等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）及び三重県警察路側式道路標識仕様書で指定する特質を有することとします。
 - (3) 納入期限
契約締結日から90日
 - (4) 納入場所
上野、名張警察署及び高速道路交通警察隊管内で三重県警察本部が指定する場所とします。
- ## 2 入札参加者の資格に関する事項
- 本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者としてします。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成16年9月8日(水)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県警察路側式道路標識仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類(過去の実績・契約書の写し、仕様書で示した物品と同等のものを納入できることを証明する資料等)。
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認(証明)等

ア すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 安全施設 担当 杉井

電話 059-222-0110 (内線 2285)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

平成16年8月31日(火)から同年9月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月15日(水) 午前10時40分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は持参により行うものとしてします。

イ 入札書は、本人又はその代理人が入札するものとしてします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとしてします。

ウ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額とします。

エ 入札執行回数は、3回を限度とします。

オ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

キ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ク 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年8月31日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
路側式道路標識（取替費・建植費等を含みます。）
ア 伊勢警察署管内
ア 本板 76枚
イ 補助板 15枚
ウ 支柱 45本
エ 補助支柱 42本
オ 共架金具 21組
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の特質等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）及び三重県警察路側式道路標識仕様書で指定する特質を有することとします。
- (3) 納入期限
契約締結日から60日
- (4) 納入場所
伊勢警察署管内で三重県警察本部が指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者とします。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者とします。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者とします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成16年9月8日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県警察路側式道路標識仕様書で示した物品を納入できることを証明する書類（過去の実績・契約書の

写し、仕様書で示した物品と同等のものを納入できることを証明する資料等)。

(2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し

(3) 納税確認(証明)等

ア すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514

三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 安全施設 担当 杉井

電話 059-222-0110 (内線 2285)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

平成16年8月31日(火)から同年9月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月15日(水) 午前11時20分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

(4) 開札の日時及び場所

(3)に同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は持参により行うものとします。

イ 入札書は、本人又はその代理人が入札するものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

ウ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額とします。

エ 入札執行回数は、3回を限度とします。

オ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

キ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ク 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

お知らせ

地域食品振興対策研修事業の委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成16年8月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 対象事業

- (1) 名称
地域食品振興対策研修事業
- (2) 事業の概要
三重県内各地で、地域食品を製造する事業者や関係団体職員が商品力を強化し、消費者に支持されるために必要な要素について理解し、研修終了後に各自の品目について具体的な取組を実施できるノウハウを身につけることを目的とした研修事業を実施します。
- (3) 事業予算
4,000千円以内（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、上記の入札資格を得ていない者にあつては、競争入札参加資格審査申請書（物件の買入れ等）を、平成16年9月21日（火）までに三重県出納局出納総務室に提出し、登録の手続きを行ってください。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 連絡調整者を2名以上配置することができること。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 4に掲げる説明会に参加できる者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

企画提案の企画性、独創性、効果性、経済性及び当該業務の実施体制等

4 説明会

企画提案に参加を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、仕様書を交付します（説明会への出席希望者は、平成16年9月9日（木）午後5時までに電話で担当部局まで連絡してください。）。

- (1) 日 時 平成16年9月10日（金）午後2時から午後3時まで
- (2) 場 所 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県勤労者福祉会館 2F 第2会議室

5 説明会後のスケジュール

- (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査
企画提案に参加を希望する場合は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書にて通知します。
ア 様式及び内容 説明会で指定のものとしします。
イ 提出期限 平成16年9月16日（木）午後5時
ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県農水商工部マーケティング室
- (2) 企画提案書の提出
次のとおり提出してください。
ア 様式及び内容 説明会で指定のものとしします。
イ 提出期限 平成16年9月24日（金）午後5時
ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県農水商工部マーケティング室
- (3) 企画提案書の審査
提出された企画提案書の適否評価を行い、最優秀企画提案者を選定し、その結果を平成16年10月上旬に各

提案者に対し文書で通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀企画提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

(1) 企画提案書及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 企画提案に必要な費用については、各提案者の負担とします。

(3) 提出のあった各提案書については返還しません。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農水商工部マーケティング室 担当 山戸、安田

電 話 059-224-2391

ファクシミリ 059-224-2558

E-mail chisanm@pref.mie.jp

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 3,000円

1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年8月31日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862



古紙配合率 70%の
再生紙を使用しています